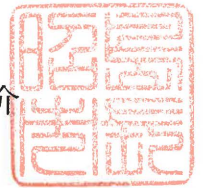


指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定
について

指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したため、
昭島市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関
する規則（平成24年昭島市規則第15号）第6条の規定により公示する。

令和 8 年 8 月 3 日

昭島市長 臼 井 伸 介



- | | | |
|---|------------------------|---|
| 1 | 事業者の名称及び主
たる事務所の所在地 | 合同会社ひとつふたつ
青梅市長淵4-411-1 |
| 2 | 事業所の名称及び所
在地 | 相談支援とともに
昭島市中神町1134-32 メゾンふたば104 |
| 3 | 指 定 の 年 月 日 | 令和8年8月1日 |
| 4 | 事 業 の 種 類 | 特定相談支援事業
障害児相談支援事業 |
| 5 | 事業の主たる対象者 | 知的障害者・精神障害者・障害児 |
| 6 | 事 業 所 番 号 | 1333000451（特定相談支援事業所）
1374000196（障害児相談支援事業所） |